

ペットフード製造業者・輸入業者・販売業者のみなさまへ

ペットフードの安全確保のために

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律 (ペットフード安全法) の目的

ペットフードの製造等に関する規制を行うことにより、ペットフードの安全性の確保を図り、もって愛がん動物（ペット）の健康を保護し、動物の愛護に寄与することを目的にしています。



ペットフード安全法の概要

○対象となるペットフード

総合栄養食、一般食のほか、おやつやスナック、ガム、サプリメント、ミネラルウォーターなど犬・猫の栄養になるもので、動物用医薬品等以外のもの（動物用医薬品等は、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制を受けますので、本法の対象外です。）

○ペットフードの基準・規格の設定及び製造等の禁止

国はペットフードの製造方法及び表示の基準、成分の規格を定めることができ、その基準・規格に合わないペットフードの製造、輸入又は販売を禁止

○有害な物質を含むペットフードの製造等の禁止

有害な物質を含むペットフード等の製造、輸入又は販売を禁止

○ペットフードの廃棄等の命令

国は、基準・規格に合わない、あるいは有害な物質を含むペットフードが販売等された場合、事業者に対してそのペットフードの廃棄、回収等を命令

○製造業者等の届出の義務

ペットフードの輸入業者又は製造業者は、氏名、事業場の名称等の届出をすること

○帳簿の備付けの義務

ペットフードの輸入業者、製造業者又は販売業者（小売の場合は除く）は、販売等をしたペットフードの名称、数量等を帳簿に記載し、保存すること

○報告徴収、立入検査等

国と（独）農林水産消費安全技術センター（FAMIC）は、ペットフードの輸入業者、製造業者、販売業者等に対して、報告徴収及び立入検査等を実施

届 出

- ◆ 法人、個人を問わず、ペットフードの輸入又は製造を行う事業者は、**開始前に届出**が必要です。
- ◆ 保健所から食品衛生法に基づく営業許可を受けて食品を製造している事業者が、ペットフード、又は人とペットの両方が食べることのできる製品を製造する場合でも、ペットフード安全法に基づく製造業者としての届出が必要です。
- ◆ 届出は、主たる事務所（本社等）が所在する都道府県を管轄する地方農政局等（一覧参照）に行ってください。
- ◆ 届出事項に変更を生じた場合や事業を廃止・承継した場合にも、速やかに届出を行ってください。

届出に必要な書類

- 届出書（正本1通、控えが必要な場合はさらに写し1通）
- 事業者が実在することを証明する書面（**登記簿謄本、住民票**など）



- ・届出書様式は以下のウェブサイトからダウンロードできます。
ペットフードの安全関係（「ペットフード 安全関係」で検索）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>



○事前に保健所にご相談していただきたいこと

- ・ペットフードを製造する施設は、化製場等に関する法律に基づく許可を要する場合がありますので、管轄の保健所に相談し、指導に従ってください。
- ・人とペットの両方が食べることのできる製品の製造等を行う場合は、食品衛生法についても遵守する必要があります。同法に基づく取り扱いについては事前に管轄の保健所に相談し、指導に従ってください。

帳簿の備付け

- ◆ ペットフードの輸入、製造又は卸売を行う事業者は、輸入、製造及び販売したペットフードの名称、数量などを帳簿に記載、あるいはコンピュータで記録し、**2年間**保存する必要があります。

帳簿の記載が必要な場合と記載事項

製造した場合	輸入した場合	事業者の販売した場合
○ ペットフードの名称・数量 ○ 製造年月日 ○ 原材料の名称・数量 ○ 原材料の譲受けの年月日、相手方の名称	○ ペットフードの名称・数量 ○ 輸入年月日 ○ 輸入先国名、輸入相手方の名称 ○ ペットフードの荷姿 ○ ペットフードの製造国名、製造業者の名称、原材料の名称	○ ペットフードの名称・数量 ○ 相手方の名称 ○ 譲渡しの年月日 ○ ペットフードの荷姿

- ・ ペットの飼い主へ直接販売した場合は、「事業者の販売した場合」の帳簿の記載義務を課していません。

表示基準

- ◆ ペットフードの① 名称、② 賞味期限、③ 原材料名、④ 原産国名、⑤ 事業者名及び住所について、日本語で表示することが**義務付け**られています。

表示の例

① 名称

商品名をいうが、**犬用又は猫用であることがわかるよう**に記載

- 商品名から犬用か猫用かわかりにくい場合、商品名のほかに「犬用又は猫用」であることを併記するか、一括表示欄などに、例えば「成犬用総合栄養食」のように犬用か猫用かわかるような記載をすることでも可能です。

② 賞味期限

「賞味期限」と記載して、年月日又は年月により表示（例：2025 08）

- 科学的、合理的根拠に基づき設定する必要があります。

③ 原材料名

「原材料名」又は「原材料」と記載して、原則として、使用した原材料（添加物を含む）を**すべて記載**

- 添加物として甘味料、着色料、保存料、増粘安定剤、酸化防止剤、発色剤が使われている場合は、添加物名と用途名の両方の記載が必要です。

（例：酸化防止剤（ミックストコフェロール））

↑	↑
用途名	添加物名

- ペットフード安全法では、原材料名の記載順序は特に規定していませんが、消費者に対する適切な情報提供の観点からは、原則、使用量の多い順に記載することが望ましいでしょう。

④ 原産国名

「原産国名」又は「原産国」と記載して、実質的な変更をもたらす最終加工工程を完了した国を記載

- 原産国が日本の場合は、単に「国産」と表示することも可能です。



■ 犬用の〇〇ペットフード

■ 賞味期限：袋の底に年月で印字
（最初の4ケタが西暦年、次の2ケタが月）

■ 原材料名：穀類（とうもろこし、小麦）、肉類（ビーフ、チキン）、野菜類（ほうれん草、にんじん）、ミネラル類（P、Ca）、ビタミン類（A、B2、C）、酸化防止剤（ミックストコフェロール）

■ 原産国名：日本

■ 製造者：ABCペットフード株式会社
〒100-0000 東京都千代田区〇〇町1-2-3

⑤ 事業者の氏名又は名称及び住所

事業者の種別（製造業者、輸入業者、販売業者、製造者、輸入者、販売者の**いずれかに限る**）を記載して、氏名又は名称、住所を記載

- 原則として**、製造を行っている事業者は「製造者」又は「製造業者」、輸入を行っている事業者は「輸入者」又は「輸入業者」と表示してください。

○ ペットフードの表示の詳細は、こちらもご参照ください。

- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行について
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/attach/pdf/index-38.pdf>
（特に、第3の3（3）表示の基準（成分規格等省令別表の3）をご参照ください。）

- 販売用愛玩動物用飼料の原産国名表示について
http://www.famic.go.jp/ffis/pet/tuti/25_5295.html

- 表示に関するQ&A
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html#事業者のみなさま向けQ&A>



成分規格

◆これらの物質は、それぞれの上限值を超えてペットフードに含まれてはいけません。

分 類	物質等	上限値（μg/g）（注）
かび毒	アフラトキシンB ₁	0.02
	デオキシニバレノール	2（犬用）、 1（猫用）
重金属等	カドミウム	1
	鉛	3
	無機砒素	2（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ）の合計量）
有機塩素系化合物	BHC	0.01（α-BHC、β-BHC、γ-BHC及びδ-BHCの合計量）
	DDT	0.1（DDD及びDDEを含む。）
	アルドリン・ディルドリン	0.01（合計量）
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01（合計量）
農薬	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
	グリホサート	15
添加物	エトキシキン・BHA・BHT	150（合計量） 犬用は、エトキシキン75 以下
	亜硝酸ナトリウム	100
その他	メラミン	2.5

（注）水分量10%の場合の上限値。添加物の単位はg/t。

製造方法の基準

◆ペットフードの製造に当たっては、以下の基準を満たす必要があります。

分 類	物質等	基 準
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、若しくは病原微生物により汚染され、又はこれらの疑いがある原材料を用いてはならない
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、又は乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ、発育し得る微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレングリコール	猫用には用いてはならない

◆今後も、科学的知見の収集に努め、必要に応じて対象物質の追加や基準値の見直しなどを行っていくこととしております。

立入検査

- ◆国及びFAMICが輸入業者、製造業者、販売業者等に対し行い、原則として無通告で実施します。
- ◆帳簿の備付けの状況、輸入・製造されたペットフードが基準・規格に適合していることなどを確認します。
- ◆製品を分析するため、集取する場合があります。

事故発生時の事業者の対応について

- 事業者はペットフードの安全確保について第一義的な責任を有していますので、各事業者の責任で、安全な原料を用いて、安全なペットフードを製造・輸入・販売する必要があります。
- 製品が原因でペットの健康被害が起きたと判断される場合には、地方農政局等のペットフード担当者に直ちに連絡しましょう。
(ペットの飼い主からの連絡は、お近くの環境省地方環境事務所へ)
- 事故の際に迅速に対応できるよう、あらかじめ事故発生時のマニュアルを定めておきましょう。
- 回収する場合は、消費者への注意喚起のため、情報の公表を心がけましょう。
- 日頃より、消費者に対する丁寧な情報提供や説明に努めましょう。
- 問題が発生した際の原因究明や消費者からの問合せに対応するため、法に基づく帳簿の他にも、作業マニュアル等を備え、実行状況等の各種記録を残しておきましょう。



○医薬品医療機器等法に違反しないために

ペットフードであっても、含まれる成分や、ラベルの表示、雑誌、Web等の広告宣伝物や口頭での製品の紹介等の内容などによっては、動物用医薬品等に該当し、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」の規制を受けます。

動物用医薬品等に該当するかどうかは、以下をご参照ください。

・農林水産省

動物用医薬品等に該当するか否かの考え方

(https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/index.html)



・ペットフード公正取引協議会

ペットフードにおける薬事表現に関するガイドライン

(<https://pffta.org/hyouji/guidelines.html>)



- ・事業者の方は、上記に掲載の通知等の内容をよくご確認の上、該当性判断に当たって不明な点等がありましたら、事業所が所在する都道府県（動物薬事担当主務課）にお問い合わせください。

事業者のみなさまからのペットフード安全法に関するお問合せ先

- ◆ ペットフード安全法に関するご質問等は、主たる事業所（本社等）が所在する都道府県を管轄する地方農政局等へお問い合わせください。
- ◆ 届出の提出等のため訪問される際には、事前に地方農政局等担当者の予定をご確認いただきますようお願いいたします。

名称 【担当地域】	郵便番号	住所、URL	電話
北海道農政事務所 消費・安全部 畜水産安全管理課 【北海道】	064-8518	北海道札幌市中央区南22条西 6丁目2-22 エムズ南22条ビル (https://www.maff.go.jp/hokkaido/anzen/kanri/petfood.html)	011-330-8816
東北農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県】	980-0014	宮城県仙台市青葉区本町3丁目 3番1号(仙台合同庁舎A棟)	022-745-9383
関東農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、 長野県、静岡県】	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1（さいたま新都心合同庁舎 2号館） (https://www.maff.go.jp/kanto/syo_an/anzen/petfood.html)	048-740-5065
北陸農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【新潟県、富山県、石川県、福井県】	920-8566	石川県金沢市広坂2丁目2番60号 (金沢広坂合同庁舎) (https://www.maff.go.jp/hokuriku/safe/safe/petfood_anzenhou.html)	076-232-4106
東海農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【岐阜県、愛知県、三重県】	460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 (https://www.maff.go.jp/tokai/shohi/anzen/petfood/index.html)	052-223-4670
近畿農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県】	602-8054	京都府京都市上京区西洞院通下 長者町下ル丁子風呂町 (京都農林水産総合庁舎) (https://www.maff.go.jp/kinki/syohi/mn/noutiku/petfood.html)	075-414-9000
中国四国農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県、徳島県、香川県、愛媛県、 高知県】	700-8532	岡山県岡山市北区下石井1丁目 4番1号 (岡山第2合同庁舎)	086-224-4511 (内線2394)
九州農政局 消費・安全部 畜水産安全管理課 【福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県】	860-8527	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎) (https://www.maff.go.jp/kyusyu/syohianzen/nouchiku/petfood.html)	096-211-9255
内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 【沖縄県】	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2丁目 1番1号 (那覇第2地方合同庁舎2号館)	098-866-1672

○ペットの飼い主からのお問合せ先の環境省地方環境事務所一覧はこちらに掲載しています。
https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/p_toiawase/kankyo_zimusyo.html



○ペットフード安全法に関する資料やQ&Aは以下のウェブサイトに掲載しています。
 農林水産省/ペットフードの安全関係（「ペットフード 安全関係」で検索）
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/petfood/index.html>

